

**津軽保健生活協同組合**  
**津軽医院**  
**指定介護予防通所リハビリテーション運営規程**

(事業の目的)

第1条 津軽保健生活協同組合が設置する津軽医院（以下「事業所」とする）において実施する指定介護予防通所リハビリテーション事業は、その利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように説明を行う。
  - 3 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況、病歴及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に認知症である要介護者に対し、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
  - 4 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。
  - 5 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 6 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者によって行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津軽保健生活協同組合津軽医院
- (2) 所在地 青森県青森市浪岡大字浪岡字浅井205

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（医師）  
管理者は、この事業所の指定介護予防通所リハビリテーション従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 指定介護通所リハビリテーション従業者  
医師 1名（常勤職員・管理者と兼務）  
看護師 3名（常勤職員、兼務） 必要な看護を行う  
介護福祉士 1名（常勤職員、専従）、2名（非常勤、専従）  
介護職員 6名（非常勤職員、専従） 必要な介護を行う。  
理学療法士 1名（常勤職員、兼務）、1名（非常勤職員、専従）  
作業療法士 3名（常勤職員、兼務）、1名（非常勤職員、専従）  
言語聴覚士 1名（非常勤職員、兼務）
- (3) 事務職員 1名（常勤職員、兼務） 必要な事務を行う。
- (4) 運転手 3名（非常勤職員、兼務）

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は通常月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日、5月1日（メーデー）8月1日（創立記念日）、8月13日～14日（お盆休み）、12月30日～1月3日（年末年始休み）は除く

（2）営業時間は8時30分～16時40分までとする。

（指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員）

第7条 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

（1）40人までとする。

（指定介護予防通所リハビリテーションの内容）

第8条 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- （1）個々の利用者様に応じて作成された介護予防通所リハビリテーション計画に基づいてサービス提供する。既に居宅サービス計画書が作成されている場合は 当該計画に沿って作成する。
- （2）介護予防通所リハビリテーション計画は、医師の診療内容及び運動機能検査等の結果をもとに介護予防通所リハビリテーション職員（理学療法士・作業療法士・看護師・介護福祉士等）が共同で個々の利用者様へ作成する。
- （3）介護予防通所リハビリテーション計画の目標及び内容については、利用者様またはご家族様へご説明し、交付する。
- （4）介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

（利用料その他の費用の額）

第9条 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割とする。（別紙参照）

省令で定める特別の事情（災害等）により、サービス費用の1割または2割または3割負担が一時的に困難な利用者については、保険給付率を、「9割超10割以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

市町村の徴収権が時効により消滅した保険料未納期間がある要介護者等については、市町村の定める期間、保険給付の率を7割に引き下げる。

その他の利用料として食費一食600円とする。

（通常の事業の実施区域）

第10条 通常の実施区域は、青森市、藤崎町、黒石市、五所川原市、板柳町、平川市とする。

（緊急時における対応方法）

第11条 事業所は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の症状の急変など生じた場合には、必要に応じて臨機応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講ずる。主治の医師に連絡が困難な場合は、速やかに救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（サービス苦情解決の流れ）

第12条 サービスに対する苦情の解決を図るため、サービスを提供する事業所に苦情解決責任者及び苦情受付担当者を置く。津軽保健生活協同組合の規定に沿って苦情解決にあたる。

2 事業所は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書等の提示（提示の求め）又は当該市町村職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導・助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導・助言を受けた場

合は、当該指導・助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及び家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は利用者の人権擁護、虐待等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止する為の従業員に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止の為に必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事務所の従業者または擁護者（利用者の家族など利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、県や市町村に通報するものとする。

(衛生管理等に関する事項)

- 第15条 従業者の健康管理、事業所の備品管理等感染症の予防及びまん延防止のため、次の対策を講ずるものとする。
- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
  - (2) 指定サービス事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。
  - (3) 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の対策を講ずる。
    - ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について職員に周知する。
    - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための規程を整備する。
    - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

- 第16条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を年2回以上行う。

(業務継続計画の策定等に関する事項)

- 第17条 感染症や非常災害時において指定サービスの提供を継続的に実施するため、次の対策を講ずるものとする。
- (1) 感染症や非常災害時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画 BCP)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講ずる。
  - (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
  - (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての重要事項)

- 第18条 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
  - 3 従業者であった者が、従業者でなくなった後においても、利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。なおかつ当該介護サービスを適切に提供できない状況になった場合は、サービスの中断や契約を解除する場合がある。

- 5 事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は津軽保健生活協同組合と津軽医院管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

- ①この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- ②この規程は、平成13年2月13日から改定施行する。
- ③この規程は、平成14年7月20日から改定施行する。
- ④この規程は、平成15年4月1日から改定施行する。
- ⑤この規程は、平成17年4月1日から改定施行する。
- ⑥この規程は、平成17年10月1日から改定施行する。
- ⑦この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。
- ⑧この規程は、平成21年6月1日から改定施行する。
- ⑨この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。
- ⑩この規程は、平成25年9月1日から改定施行する。
- ⑪この規程は、平成26年4月1日から改定施行する。
- ⑫この規定は、平成27年2月1日から改定施行する。
- ⑬この規定は、平成28年3月1日から改定施行する。
- ⑭この規定は、平成29年1月1日から改定施行する。
- ⑮この規定は、平成29年4月1日から改定施行する。
- ⑯この規定は、平成30年4月1日から改定施行する。
- ⑰この規定は、平成30年6月1日から改定施行する。
- ⑱この規定は、平成30年3月1日から改定施行する。
- ⑲この規定は、令和2年4月1日から改定施行する。
- ⑳この規定は、令和2年7月1日から改定施行する。
- ㉑この規定は、令和3年4月1日から改定施行する。
- ㉒この規定は、令和4年7月1日から改定施行する。
- ㉓この規定は、令和5年4月1日から改定施行する。
- ㉔この規定は、令和6年6月1日から改定施行する。
- ㉕この規定は、令和7年3月1日から改定施行する。